

令和5年度補正省エネ補助金の概要及び 省エネ法・定期報告情報の開示制度について

2024年1月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

1. 令和5年度補正省エネ補助金の概要

2. 省エネ法・定期報告情報の開示制度

令和5年度補正予算によるエネルギーコスト上昇に対する省エネ支援パッケージ（経済対策）

事業者向け

1. 省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する「**省エネ補助金**」について、**全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用**し、今後の支援の予算規模について、**今後3年間で7,000億円規模へと拡充**。また、**脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設**し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、**既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設**。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2. 省エネ診断

- **省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」**を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【21億円】

家庭向け

3. 経産省・国交省・環境省の3省連携による、住宅省エネ化支援【4,215億円※新築を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の**高効率給湯器の導入支援**について、**昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ**。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている**蓄熱暖房機等を一新する措置を新設**し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設**。【185億円】
- これらの措置を、**環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省の住宅省エネ化支援【新築含め2,100億円】**と合わせて、**3省連携でのワンストップ対応で実施**。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 ※先進設備の場合、2/3（中小），1/2（大）
- 補助上限額：15億円
 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃转型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
 ※電化のための機器の場合は5億円

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単体型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p>(I) 工場・事業場型</p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</p>	<p>工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。</p>	<p>①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p>	<p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p>	<p>中小企業等</p> <p>1 / 2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、2 / 3 以内)</p> <p>大企業・その他</p> <p>1 / 3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、1 / 2 以内)</p>	<p>【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)</p>
<p>(II) 電化・脱炭素燃転型</p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</p>	<p>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。</p> <p>対象設備は(III)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)</p>	<p>設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円</p>
<p>(III) 設備単位型</p> <p>※従来のC類型（指定設備導入事業）</p> <p>より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。</p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。</p>	<p>設備費</p>	<p>1 / 3 以内</p>	<p>【上限】1億円 【下限】30万円</p>

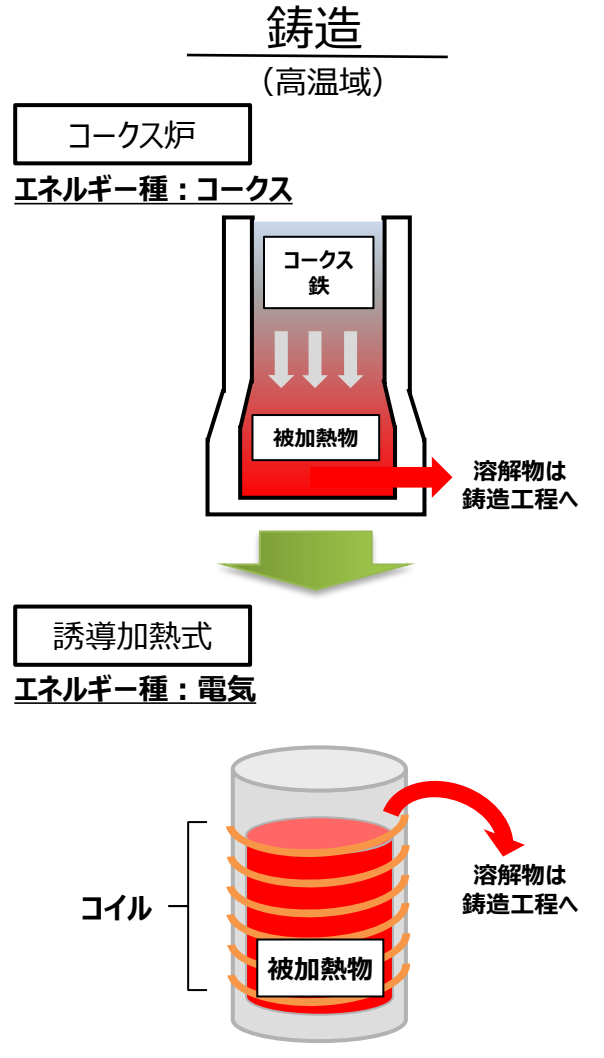
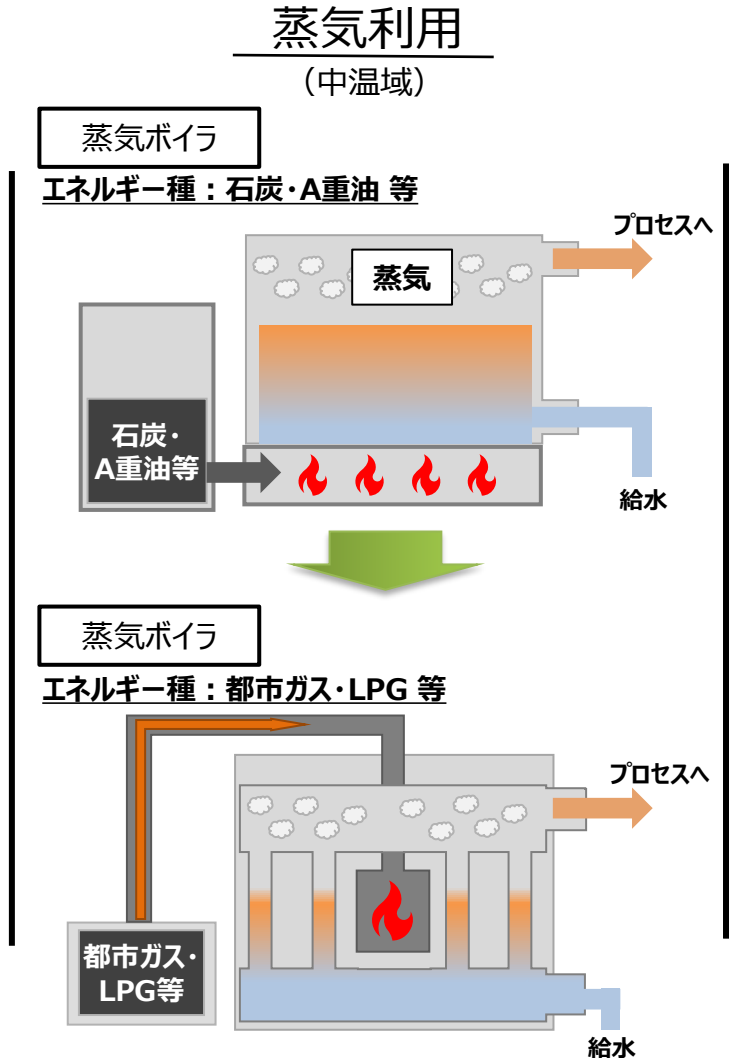
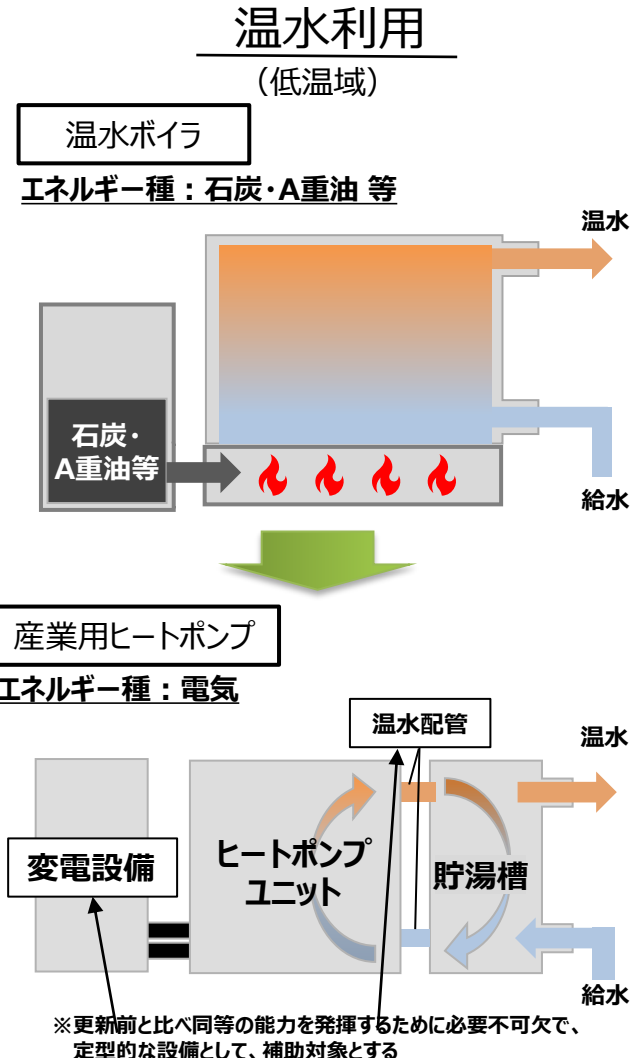
上記に加え、「(IV) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

令和5年度補正予算における省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について

省エネ補助金の（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型は、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助するものであり、中小企業等のカーボンニュートラルに必要な、定型的な設備を急速かつ大量に導入させる制度として、令和5年度補正予算で新設。

<典型的な支援例>



- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でする省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

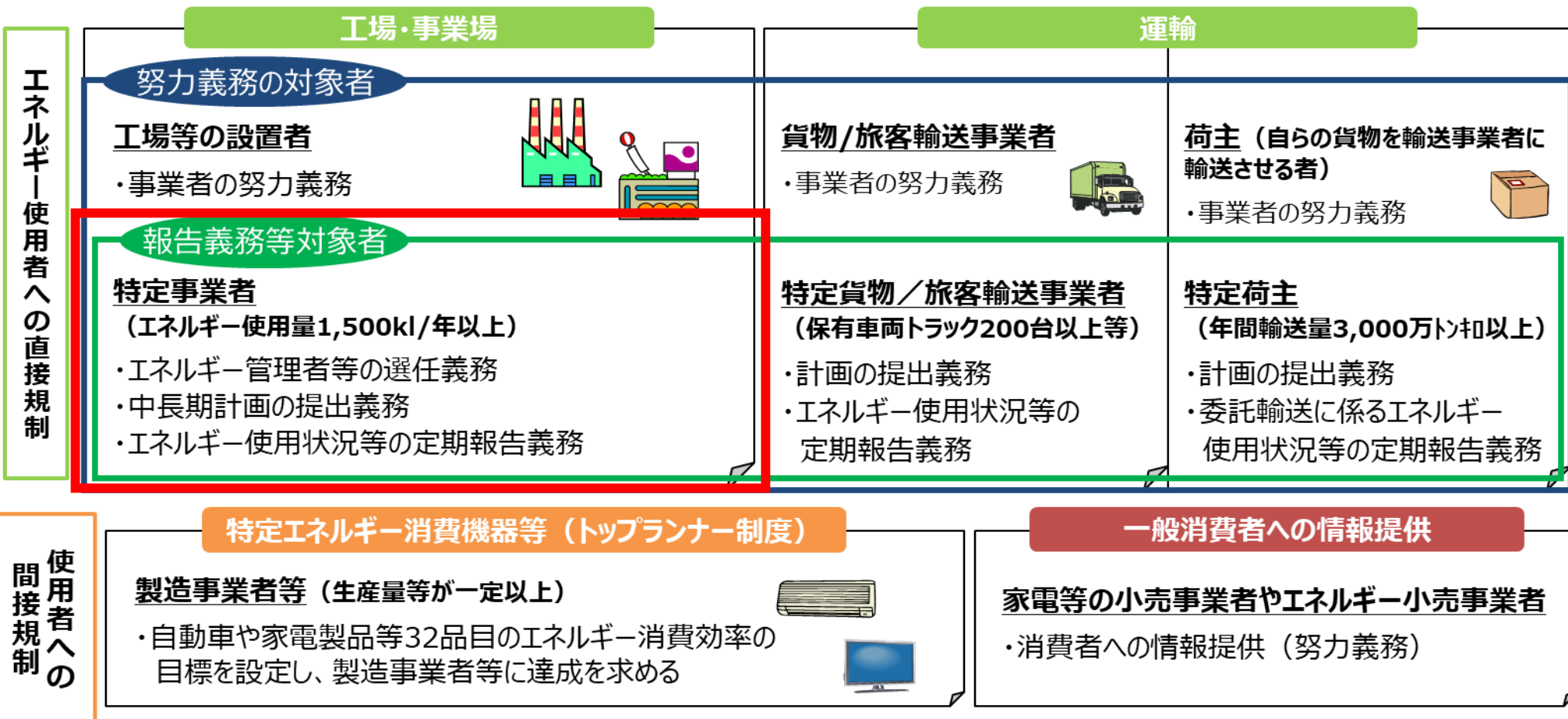
東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株)（令和4年度実績）
（電力会社・ガス会社や、照明・ボイラ・空調メーカー等の民間企業も診断機関として登録可能）

省エネ補助金の加点措置

1. 令和5年度補正省エネ補助金の概要
2. 省エネ法・定期報告情報の開示制度

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。



※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

省エネ法 定期報告情報の開示制度

- 省エネ法に基づく定期報告情報*を、企業の同意に基づき開示する仕組みを創設。

* エネルギー総使用量、非化石エネルギー総使用量、調整後温室効果ガス排出量、エネルギーの使用の合理化に関する情報（エネルギー消費原単位等）、非化石エネルギーへの転換に関する情報（電気の非化石比率の目標及び実績等）、電気の需要の最適化に関する情報（DR実施日数等）等

- 令和5年度は、東証プライム上場企業等*を対象に、**試行運用**を実施。開示宣言を10月末に締め切り、**東証プライム上場企業等47社から開示宣言**をいただいたところ。

* 東証プライム上場企業及びその子会社

- 令和6年度より、全ての報告対象者（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、**本格運用**を開始。

図.定期報告情報の開示制度イメージ

本開示制度の利点

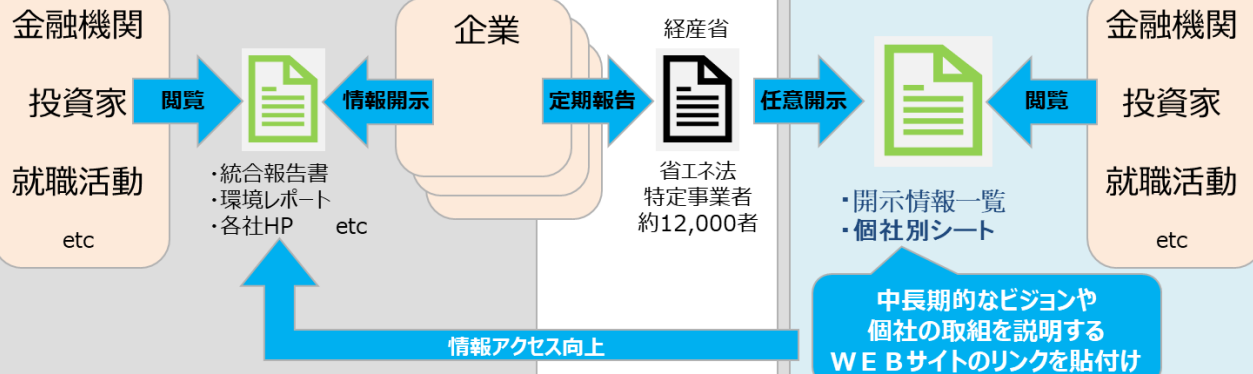
これまでは

開示制度の導入

【グローバル】

【日本国内】

資源エネルギー庁HP掲載



企業は既にある報告書ベースのため**負担感なく参画できる**ことに加えて、対外的に**法に基づく質の高い情報を発信**できる。

投資家など読み手においては**一覧性**を持って**評価しやすくするツール**として**有効活用が期待**される。

参考：開示制度への参画状況

- 令和5年度の試行運用について、開示を宣言した東証プライム上場企業の数は47社。
- 令和6年度の本格運用に向けた事前の宣言を含めると、全体で87社の宣言があった。

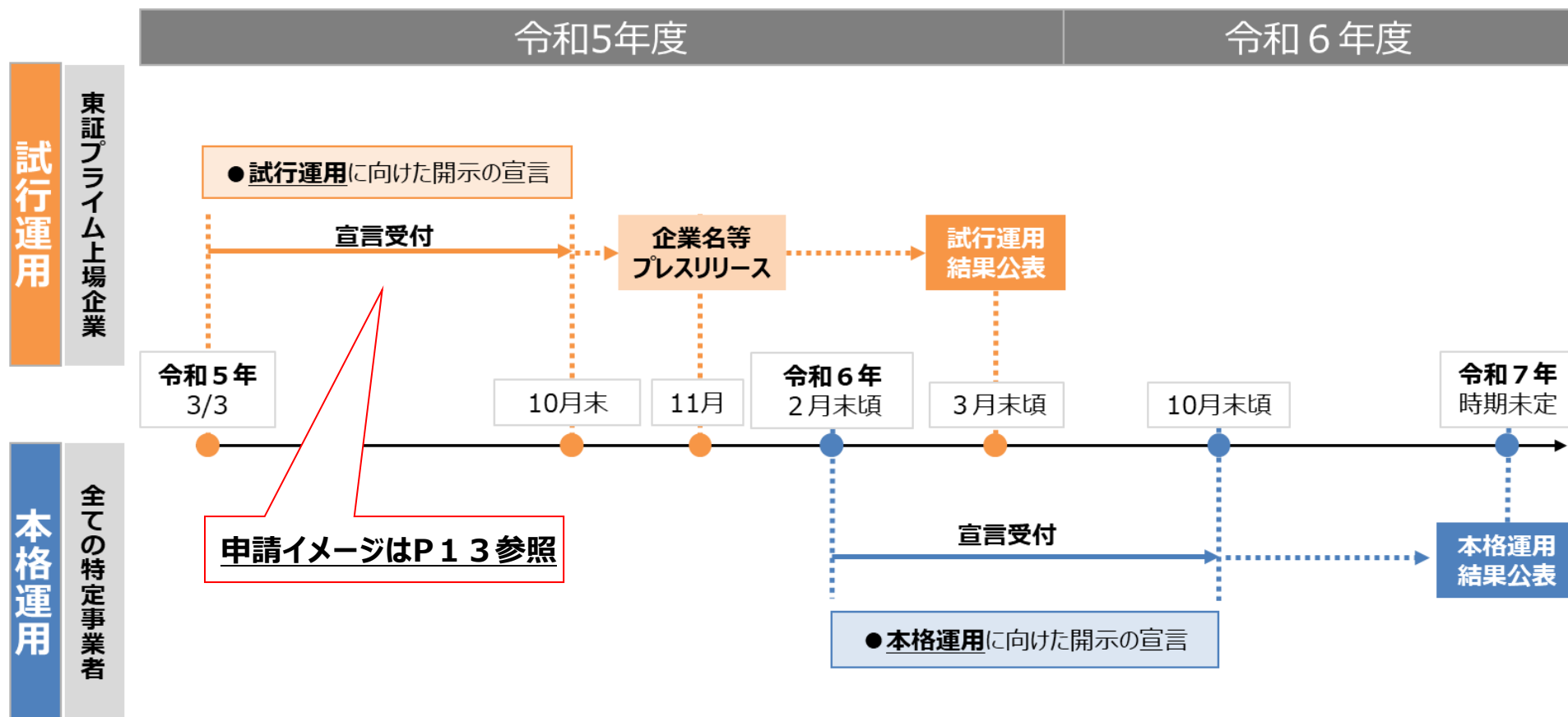
表. 令和5年度（試行運用）参画企業リスト

5 鉱業、採石業、砂利採取業	21 窯業・土石製品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
日鉄鉱業株式会社	太平洋セメント株式会社	アルプスアルパイン株式会社
8 設備工事業	22 鉄鋼業	山一電機株式会社
株式会社トーエネック	JFEスチール株式会社	31 輸送用機械器具製造業
9 食品品製造業	トピー工業株式会社	スズキ株式会社
日本甜菜製糖株式会社	愛知製鋼株式会社	マツダ株式会社
不二製油株式会社	山陽特殊製鋼株式会社	いすゞ自動車株式会社
11 繊維工業	大同特殊鋼株式会社	32 その他の製造業
小松マテーレ株式会社	大平洋金属株式会社	コクヨ株式会社
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	日本製鉄株式会社	33 電気業
リンテック株式会社	24 金属製品製造業	中国電力株式会社
レンゴー株式会社	株式会社LIXIL	電源開発株式会社
16 化学工業	大和ハウス工業株式会社	34 ガス業
DIC株式会社	25 はん用機械器具製造業	大阪瓦斯株式会社
株式会社T & K TOKA	株式会社キッツ	東京瓦斯株式会社
旭化成株式会社	三浦工業株式会社	44 道路貨物運送業
堺化学工業株式会社	日本精工株式会社	ヤマト運輸株式会社
三洋化成工業株式会社	26 生産用機械器具製造業	50 各種商品卸売業
住友精化株式会社	TOWA株式会社	住友商事株式会社
東ソー株式会社	株式会社クボタ	三菱商事株式会社
日本ゼオン株式会社	株式会社加藤製作所	
富士フイルム株式会社	平田機工株式会社	
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
株式会社ニフコ		

※上記の業種分類は、省エネ法の定期報告において各企業から提出された情報に基づくもの。

今後のスケジュール

- 試行運用において開示を宣言した企業のシートは、令和6年3月末頃に公表する予定。
- 開示宣言企業のうち、6社のご協力により、現時点の開示シートをサンプルとして先行公開。
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/data/kaiji_sheet_sample.pdf)
- 現在、開示宣言を行った企業は省エネ補助金等の申請時に加点を行っているが、特定事業者による情報発信を更に促すため、今後は補助金申請における要件とすることを検討する。



参考：開示シートのイメージ（令和5年度 試行運用版）

左側：個社の開示情報

右側：読み手に対する参考情報

省エネ法 定期報告書の任意開示制度 個社シート【2023年度提出分(2022年度実績)】

〇〇株式会社
(〇〇 Corporation)

最新コード 1111
法人番号 111111111111

日本標準産業分類	コード	項目名	エネルギー総使用量	〇〇〇〇	GJ	〇〇〇〇〇	kJ
中分類	■■■■	■■■■■■■■■■	前年度エネルギー総使用量	△△△△	GJ	〇〇〇〇	kJ
細分類 (主たる事業)	■■■■■■	■■■■■■■■■■	非化石エネルギー総使用量*	-	GJ	-	kJ
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】		調整後温室効果ガス排出量	〇〇〇〇〇	t-CO ₂		

【エネルギーの管理の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費量の削減率(2023年度)	〇.〇〇	原単位分母の削減率(%)	〇〇
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇.〇	〇〇.〇

【温室効果ガス排出量の削減に向けた取組】

削減率	合計削減率
J/削減率	〇〇〇〇

【省エネの取組の推進】

電気需要削減化評価原単位(2023年度)*	-	原単位	-
DR実施日数*	2023年度	2024年度	2025年度
	-	-	-

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■■■	■■■■■■■■
目指すべき水準	〇〇.〇	kWh/以下
ベンチマーク指標の状況	達成	

参考情報 ※開示シートを閲覧するにあたっては必ず事前に別添の「任意開示制度の手引き」をご覧ください (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/ro/ro/ro/)

【参考情報】

●●●●●

2221 個別・継続性指標

エネルギー総使用量	平均値	中央値	最大値
非化石エネルギー総使用量	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
DR実施日数	日		

削減目標(1%/年) N=43

将来スペース

【取組の概要②:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●●●

2. 関連リンク

タイトル	(最大30文字)	●●●●●	(URL)
タイトル	(最大30文字)	●●●●●	(URL)
タイトル	(最大30文字)	●●●●●	(URL)

【取組の概要①: 温室効果ガス削減率の取組について(任意記述欄)】

該当情報なし

【取組の概要②: 温室効果ガス削減率の取組について(任意記述欄)】

1. エネルギーの管理の合理化に関する事項

●●●●●

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

●●●●●

- A 個社の開示内容
定期報告書の開示項目
- B 個社の任意記述欄
定性的取組の記述
- C 個社の属する業界報
業界の特色等記述
- D 個社の任意記述欄
GXやCN取組等記述

【開示シートの作成について】
A・Cは企業から提出された定期報告書のデータに基づき**資源エネルギー庁**が作成

B・Dは企業から別途専用フォームから申請した内容に基づき**資源エネルギー庁**が開示シートに反映

【開示シートの公表にあたって】
見方の注意点等をまとめた「開示制度の手引き(名称仮)」を併せて公開予定

参考：開示制度への参画方法のイメージ

- 資源エネルギー庁HPに公開する「開示宣言フォーム」から、開示制度への参画のための宣言を行う仕組みとする。

参考：令和5年度 試行運用の参画方法



開示制度への参画方法

開示制度への参画方法は以下の手順となります。

- Step1. 以下の「開示宣言フォーム」より登録を行います。
登録後、登録完了メールが担当者のメールアドレス宛に届くので保管します。
[→ 開示宣言フォームはこちら](#)
- Step2. 以下の「取組の概要受付フォーム」より登録を行います。
登録は任意ですが、未登録の場合、開示シートの「取組の概要」欄は空欄で公開します。
[→ 「取組の概要受付フォーム」はこちら \(準備中：8月1日頃公開予定\)](#)